



□ □ □ 憲法  
5 次は、国民の権利及び義務に関する記述であるが、妥当でないのはどれか。

- (1) 幸福追求権は、憲法に列挙されていない新しい人権の根拠となる、一般的、包括的な権利であり、この幸福追求権に基礎付けられる個々の権利は、具体的な権利として裁判における救済の対象となると解されている。
- (2) 法の下での平等は、司法権、行政権の差別されない平等だけでなく、制定手続の平等においても、立法を拘束するとの判例・通説がある。
- (3) 納税の義務等の国民の義務については、「思想及び良心」に反することを理由として拒否することを許さないとしても、憲法に違反しない。
- (4) 捜査・審判を誤らせることを目的として虚偽の自白をしたことが拘束の原因となった場合でも、必ず刑事補償が実施される。
- (5) 憲法にいう「残虐な刑罰」とは、不必要な精神的・肉体的苦痛を内容とする人道的残虐な刑罰をいい、裁判所が検察官の求刑より重い刑罰を言い渡すことは、この「残虐な刑罰」には当たらない。

□ □ □ 憲法  
6 次は、国会及び内閣に関する記述であるが、妥当でないのはどれか。

- (1) 衆議院と参議院の常任委員会は、常設の委員会であり、国会活動の中心をなしている。正副議長及び国務大臣を含む全ての国会議員は、必ず1つ以上の常任委員にならなければならないが、割り当てられた常任委員を辞することはできない。
- (2) 両議院の議長には、議院警察権が付与されており、院内の規律を保持するため、警察官が必要である場合は、議長の要求により内閣がこれを派出できる旨が国会法に定められている。派出された警察官は、議長の指揮下に置かれる。
- (3) 憲法73条は、他の一般行政事務に加えて内閣が行う7つの重要な事務を列挙している。また、それ以外にも、臨時会召集決定権等の個別の権能を規定している。
- (4) 内閣総理大臣の権限には、行政各部の処分又は命令を中止することも含まれている。
- (5) 内閣に無任所の大臣(行政事務を分担管理しない大臣)を置くことも認められている。

□ □ □ 行政法  
7 次は、地公法に定められている分限及び懲戒についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 分限は、職員の身分保障を前提としながら、一定の事由がある場合に、その意に反して不利益な身分上の変動をもたらす処分である。
- (2) 分限免職及び懲戒免職は、いずれも職員の意に反してその身分を失わせる処分であり、処分の目的は異にするが、その効果は全く同じである。
- (3) 職員が刑事事件で起訴された場合には、その意に反して休職処分とすることができる。
- (4) 職員が職務上知り得た秘密を漏らす行為は、地公法の守秘義務に違反することとなり、刑罰はもとより懲戒の対象ともなる。
- (5) 職員は、その意に反して不利益な処分を受けたと思うときは、任命権者に対して処分の事由を記載した説明書の交付を請求することができる。この場合、任命権者は、請求を受けた日から15日以内に説明書を交付しなければならない。

□ □ □ 行政法  
8 次は、苦情の申出等についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、警察法79条に基づき、都道府県公安委員会に対して苦情の申出をすることができる。
- (2) 苦情とは、警察職員が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより、何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服又は警察職員の不適切な執務の態様に対する不平不満をいう。
- (3) 明らかに警察の任務とはいえない事項について警察職員の不作為を指摘する苦情や、申出者本人と直接関係のない一般論として申し出られた苦情等は、この制度の対象とはならない。
- (4) 重大サイバー事案対処のために都道府県警察の警察官が行った職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対して苦情の申出をすることができる。
- (5) 申出者が反復して同一内容の苦情を申し出ているような場合には、公安委員会は処理結果の通知義務を負わない。



## 国会及び内閣

- (1) **妥当でない。** 枝文の「割り当てられた常任委員を辞することはできない」が妥当でない。国会法42条2項で、「議員は、少なくとも一箇の常任委員となる。ただし、議長、副議長、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び大臣補佐官は、その割り当てられた常任委員を辞することができる」と規定している(LG憲法第6版 p. 226)。
- (2) **妥当。** 枝文のとおり。衆議院規則210条は、「議院内部において現行犯人があるときは、衛視又は警察官は、これを逮捕して議長の命令を請わなければならない。但し、議場においては、議長の命令がなければ逮捕することはできない」と規定している(参議院規則219条も同旨)。国会法118条の2は、「議員以外の者が議院内部において秩序をみだしたときは、議長は、これを院外に退去させ、必要な場合は、これを警察官庁に引渡すことができる」と規定し、これは、国会議員の不逮捕特権との関係から規定されている。
- (3) **妥当。** 枝文のとおり。内閣の権能には、① 憲法73条列举の一般行政事務、② 他の一般行政事務、③ 憲法が明文で認める他の権能、④ 解釈上認められる権能、の4種類がある(LG憲法第6版 p. 255~264)。
- (4) **妥当。** 枝文のとおり(内閣法8条)。なお、憲法72条は、「内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する」と規定している(LG憲法第6版 p. 255)。
- (5) **妥当。** 枝文のとおり(内閣法3条2項)。内閣は合議制の機関であり、内閣総理大臣とその他の国務大臣から構成されている。内閣総理大臣は内閣府の長を兼ね、通常、他の国務大臣もいずれかの省の長になってそれぞれの行政組織のトップに立ち、それぞれの行政事務を分担管理するが、枝文のとおり、無任所の大任を置くことも認められている。



## 分限及び懲戒

- (1) **正しい。** 地方公務員は、地公法又は条例に定める事由がない限り、その意に反して、不利益な処分を受けることはない(地公法27条2項)。これは、勤務実績が良くないなどの事由に該当しない限り、その意に反して職を失うことがないなど、職員の身分保障を定めた制度であるといえる。

- (2) **誤り。** 分限免職と懲戒免職は、職員の意に反してその身分を失わせる効果を生じさせる点では同じであるが、懲戒免職の場合は、懲戒免職後2年間は所属する地方公共団体の官職に就くことはできず(地公法16条2号)、退職手当を受ける権利を失うなど、処分の効果は分限免職の場合と異なる。
- (3) **正しい。** 職員が刑事事件で起訴された場合には、裁判所による勾留又は召喚によって職務遂行に支障を生じるおそれがあるほか、起訴された者が引き続き公務に従事することで、かえって国民の公務に対する信頼を損ねるおそれがあることから、休職処分にすることができる(地公法28条2項2号)。
- (4) **正しい。** 秘密を漏らした者が現に職員である場合は、守秘義務違反(地公法34条)として懲戒処分の対象になる一方、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金という刑罰の対象となる(地公法60条2号)。また、かつて職員であった者が秘密を漏らした場合、懲戒処分は行えないが刑罰の対象となる。
- (5) **正しい。** 職員は、意に反して不利益な処分を受けたと思うときは、任命権者に対して処分の事由を記載した説明書の交付を請求することができる(地公法49条2項)。この請求を受けた任命権者は、その日から15日以内に説明書を交付しなければならない(地公法49条3項)。

## 苦情の申出等

- (1) **正しい。** 都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる(警察法79条1項、苦情の申出の手続に関する規則2条1項)。

## 【苦情申出制度における文書】

警察官の職務執行についての苦情申出制度は文書によって行われるが、その文書には以下の事項を記載しなければならない(苦情の申出の手続に関する規則2条1項)。

- ① 申出者の氏名、住所及び電話番号
- ② 苦情申出の原因となった職務執行の日時及び場所、当該職務執行に係る警察職員の執務の態様その他の事案の概要
- ③ 不利益を受けた内容又は当該職務執行に係る警察職員の執務の態様に対する不満の内容等

- (2) **正しい。** 枝文のとおり(広聴事案の処理手続に関する規程(平13.5.31付都公委規程第3号)2条1号)。「警察職員の職務執行」には、「なすべきことをしなかった」不作為の場合も含まれる。
- (3) **正しい。** 明らかに警察の責務とはいえない事項についての不作為を内容とする



# 刑 法

22  
P.22

3

個人でパン屋を営む甲は、近所に開店した大型スーパーX店に客が流れたことに不満を持ち、恨みを晴らすため、同スーパーの商品である食パン数斤に縫い針を混入した。その結果、縫い針が混入した食パンを購入した客から同スーパーへの苦情電話が複数回あり、店長は営業中の店舗を閉鎖し、陳列中の商品の入れ替えを行ったが、X店は約2時間の間、営業ができない状態となった。

この場合における甲の刑責について述べなさい。

**POINT▶** 業務妨害罪の手段について、虚偽の風説の流布、偽計及び威力があることを説明し、事例が偽計を用いた場合に当たることについて記述する。

## 偽計業務妨害罪【事例】

- 答案構成▶**
- 1 結論
  - 2 業務妨害罪
  - 3 事例の検討

## 答案例

### 1 結論

甲は偽計業務妨害罪の刑責を負う。

### 2 業務妨害罪

#### (1) 意義

虚偽の風説を流布し、又は偽計を用い、若しくは威力を用いて人の業務を妨害することを内容とする犯罪である。<sup>P.1 P.2</sup>

#### (2) 客体

人の業務である。「業務」とは、自然人、法人その他の団体が職業その他社会生活上の地位に基づいて反復・継続して従事する事務をいう。事務は、経済的活動であると文化的活動であるとを問わず、また、報酬の有無とも関係がない。<sup>P.3</sup>

#### (3) 行為

以下の手段により業務を妨害することである。妨害するとは、業務の執行自体を妨害する行為に限らず、妨害の危険を生じる一切の行為を含む概念である。妨害の結果を生じさせたことは要しない。<sup>P.4</sup>

### note

**▶1** 刑法233条(信用毀損及び業務妨害)

虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**▶2** 刑法234条(威力業務妨害)

威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。

**▶3** 大判大10.10.24

**▶4** 最判昭28.1.30

#### ア 虚偽の風説の流布

客観的真実に反するうわさや評判を不特定又は多数の者に知れわたるようにすることをいう。

#### イ 偽計

偽計を用いるとは、人を欺き、又は人の不知、錯誤を利用することをいう。ここでの偽計とは、詐欺罪における欺き行為よりも広い。例えば、百貨店等に販売のため陳列されている寝具に約500本の縫い針を差し込んだ事案について、偽計による業務妨害罪の成立が認められている。<sup>P.5</sup>

**▶5** 大阪地判昭63.7.21

#### ウ 威力

威力を用いるとは、人の意思を制圧するに足りる勢力を示すことをいう。例えば、事務機の引き出し内に猫の死骸を入れて被害者に発見させる行為等が挙げられる。<sup>P.6</sup>

**▶6** 最決平4.11.27

### 3 事例の検討

事例では、甲が食パンに縫い針を差し込んだ行為により、スーパーX店は、約2時間の間、営業ができない状態となったのであるから、業務妨害罪は既遂である。次に、甲が食パンに縫い針を差し込んだ行為は、隠密に行われたのであるから、甲の当該行為は「偽計」を用いたといえることができる。以上より、甲には偽計業務妨害罪が成立する。